



## 保険医療機関における指導・監査等について

### 第1回 指導・監査の種類とその対象

近年、厚生局による指導・監査が積極的に行われています。その指導内容は年々厳しさを増しており、平成27年度の指導・監査による診療報酬の返還金額は124億4千万円にもものぼっています。弊社にも医療機関様から適時調査や個別指導に関するご相談が年々増加しています。今回から全6回シリーズで指導・監査について解説いたします（表1）。

（表1 医業経営ニュース発行予定 毎月1回発行）

Vol.05 (5月)	指導・監査等の種類とその対象	Vol.08 (8月)	監査について
Vol.06 (6月)	集団的個別指導について	Vol.09 (9月)	適時調査について
Vol.07 (7月)	個別指導について	Vol.10 (10月)	主な指摘事項について

#### ■ 指導・監査の種類とその対象

指導・監査（表2）は、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として行われています。「算定方法を知らなかった」という言い訳は通用しません。

指導・監査では、施設基準や算定要件を満たしていない場合、過去にさかのぼって自主返還を迫られる可能性があります。

（表2 指導・監査の種類）

種類	対象	指導方法	自主返還
集団指導	・新規指定の医療機関 ・指定更新の保険医療機関 など	会場に集めて説明会形式で指導	×
集団的個別指導	・レセプトの平均点数が高い医療機関 など	会場に集めて説明会形式で指導の後、個別に簡便な面談	×
個別指導	・上記の後、改善がないと判断された場合 ・指導を実施すべき情報があった場合 ・新規指定の医療機関（新規開業後） など	対象医療機関において個別に立入	○
監査	・著しい不正・不当があると疑われた医療機関	出頭命令、立入等を通じて実施	○
適時調査	・病院を対象に、数年に1回定期的実施	対象医療機関において個別に立入	○

（次回は“集団的個別指導”について詳しく解説します）

株式会社ユアーズブレン 医業経営コンサルティング部は、地場・広島県内はもとより中国・四国エリアを中心に、大学病院から地域密着の病院やクリニックに至るまで、それぞれの規模や特性に合ったかたちで医療機関の皆様がより充実した医療を提供できるよう、各種の支援コンサルティングを提供しています。

お問い合わせは…TEL：082-243-7331 e-mail：[info@yb-satellite.co.jp](mailto:info@yb-satellite.co.jp) 担当 大迫、真鍋